

# 訪問看護重要事項説明書（介護保険）

（令和7年10月1日現在）

## 1 訪問看護ステーションらく 概要

### （1）提供できるサービスの地域

事業者名称	訪問看護ステーション らく
所在地	滋賀県彦根市西今町138番地 (南彦根クリニック内)
介護保険指定番号	
法人種別	医療法人
代表者	理事長 上ノ山 一寛
電話番号	0749-46-5515
サービスを提供する地域	彦根市（城西、城東、佐和山、旭森、金城、平田、城南、高宮、城陽、若葉、河瀬、亀山学区） 上記以外でも訪問可能。 ただし、交通費別途必要。

### （2）職員体制と職務内容

職種	資格	常勤	非常勤	職務内容	計
管理	看護師	1名		従事者および業務の管理 訪問看護サービスの提供	1名
訪問看護	看護師	2名	2名	訪問看護サービスの提供	4名
事務		1名		事務所の必要な事務処理	1名

## 2 事業の目的と運営方針

### (1) 事業の目的

要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。

### (2) 運営方針

事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

## 3 事業所窓口の営業日及び営業時間

### (1) 営業日・時間

営業日	月曜日～金曜日 8時45分～17時30分
休日	土曜日、日曜日、祝日 および 法人で定めた夏季休暇、年末年始休暇

### (2) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日～金曜日 ただし 法人で定めた夏季休暇、年末年始休暇を除く
サービス提供時間	9時～17時

## 4 サービス提供内容

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション

- ⑥ 認知症患者の看護
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導
- ⑧ カテーテル等の管理
- ⑨ その他医師の指示による医療処置

## 5 利用料

- (1) 利用料として、介護保険法に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。
- (2) 利用者は、事業所が規定料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。
- (3) 交通費として、通常の実施地域については無料です。サービス提供地域以外の方は、通常の実施地域を超えた地点から 1kmあたり50円（消費税込み）が必要です。
- (4) 交通費、及びキャンセル料については、規定料金表(別紙)に定めたとおりの費用を支払うものとします。
- (5) サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話などの費用は利用者の負担とします。
- (6) 利用料は、健康保険等の法定利用料に基づく金額であり、これが変更になったときには、変更後の金額が適応されます。

## 6 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその他の費用の請求及び支払い方法

利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとにまとめて翌月 15 日までに請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、後日お渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の 25 日（祝休日の場合は直前の平日）に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。 ○○銀行 ○○支店 普通口座 ○○○○○○○○
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の 25 日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 ○○銀行 ○○支店 普通口座 ○○○○○○○○

現金払い	サービスを利用した月の翌月の 25 日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。
------	--

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 30 日以上遅延した場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 7 サービスの利用方法

### （1）サービスの利用開始

医師、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等からサービス利用のご相談、ご依頼があった場合、サービス開始前に事業所職員が、サービス利用について説明します。契約締結後、医師の指示及び居宅サービス計画書に基づき訪問看護計画書を作成し、サービス提供を開始します。

### （2）サービスの終了

#### ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望される場合は、原則2週前までにお申し出ください。ただしやむを得ない事情があった場合はいつでもお申し出ください。

#### ② 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヵ月までに文書で通知いたします

#### ③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知なしに自動的にサービス提供を終了します。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、[自立]と認定された場合
- ・ 利用者が亡くなられた場合

#### ④ その他

- ・ 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱した行為を行った場合、または事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者やご家族の方などが、事業所や事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、事業所より文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

- ・ 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または中止することがあります。
- ・ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・ 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。
- ・ 気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などによりサービスの実施が著しく危険であると事業所が判断したときには、事業者からの申し出により、曜日の変更及び時間変更をお願いする場合があります。

## 8 緊急事態の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

	医療機関	
主治医	主治医名	
	電話	
ご家族	氏名	
	電話番号	

## 9 事故発生時の対応方法

- ・ 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・ 訪問看護のサービス提供に伴い事業者は損害賠償補償制度に加入します。

## 10 サービスの内容に関する苦情

訪問看護ステーションらくの訪問看護に関するご相談・苦情を承ります。

【事業者の窓口】	所 在 地 彦根市西今町138番地 電話番号 0749-46-5515 ファックス番号 0749-24-7807 受付時間 8時45分～17時30分
【市町村（保険者）の窓口】	所 在 地 彦根市平田町670 彦根市福祉保健部 高齢福祉推進課 介護保険係 電話番号 0749-23-9660 受付時間 8時30分～17時15分
【公的団体の窓口】	所 在 地 大津市中央4丁目5番9号 滋賀県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話番号 077-522-0065 ファックス番号 077-510-6606 苦情窓口専用電話番号 077-522-6605 受付時間 9時～17時

## 11 記録の整備

事業所は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する記録を整備し、サービス提供を開始した日から5年間保存します。また、利用者及びその家族の希望があれば、記録物を複写し交付することができます。複写物は1枚（片面につき）20円（消費税含む）が必要です。

## 12 衛生管理等

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (2) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 感染対策委員会をおおむね6が月に1回開催します。

## 13 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 牧野 由香
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。  
(3) 従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。  
(4) 虐待防止委員会をおおむね6か月に1回開催します。

## 14 身体的拘束等

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の①～③の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ① 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。  
② 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。  
③ 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

## 15 秘密保持と個人情報の保護

事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

- (1) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。  
(2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持す

るべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとします。

## 16 医療D X推進

当事業所は、居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用します。  
医療D Xを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

## 17 社会情勢および天災時について

- (1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など、著しい社会秩序の混乱により、事業者の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
- (2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など、著しい社会秩序の混乱により、事業者の義務の履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任は負いません。

## 18 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

利用者（但し利用者が判断能力に障害がみられる場合においては、家族・成年後見人との契約となる）に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和　　年　　月　　日

事業所名称　　訪問看護ステーションらく  
所在地　　　　彦根市西今町138番地

説明者 氏名

私は、本書面により事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

令和　　年　　月　　日

利用者 住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印